

令和7年第1回 入間市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年1月24日(金) 開会 午後 3時00分

2. 開催場所 入間市庁舎 AB棟 4階 大会議室

3. 出席委員(12人)

会長 12番 中島敦夫

会長代理 10番 久保田勝

委員 1番 小澤正幸 2番 宮岡幸江 3番 清水 昇

4番 中島伸吉 5番 清水裕司 6番 宮岡康光

7番 上原和子 8番 中村勝雄 9番 荻野 実

11番 野村雅紀

4. 欠席委員(0人)

5. 早退委員(0人)

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名 4番 中島伸吉 5番 清水裕司

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申について

議案第3号 農用地利用集積計画の策定に係る農業委員会の意見決定について

議案第4号 農用地利用集積等促進計画の案に係る農業委員会の意見について

議案第5号 根岸地域計画案についての農業委員会の意見について

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

報告第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

7. 農地利用最適化推進委員

間野 哲 的場利夫 三木康行

豊泉 隆 岩田 浩 田中 勲

宇津木保男 齋藤 勲 大室芳子

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 晝間 拓哉

主 幹 河西 多郎

副主幹 栗原 庸之

9. その他の出席者

農業振興課長 宮元 良知

農業振興課主査 酒井 大

10. 会議の概要

○議長

ただいまの出席は、農業委員12名、農地利用最適化推進委員9名であります。

農業委員の出席が定足数に達しておりますので、これより第1回入間市農業委員会を開会いたします。

会期について、お諮りいたします。

会期は本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

委員会会議規則第13条第2項の規定により、4番、中島伸吉委員、5番、清水裕司委員、以上2名を指名いたします。

本日の付議議案は、お手元に配付してありますとおりです。

なお、議事参与の制限の規定により、議案第1号の2番につきましては、野村雅紀委員に対し、当該事案の審議開始から終了まで退席していただくこととなります。

また、議案第4号につきましては、農用地利用集積等促進計画案にかかる案件、議案第5号につきましては、地域計画案にかかる案件であることから、市農業振興課の職員に出席を求めています。

○議長

それでは、議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

はじめに、1番を議題といたします。

担当11番、野村雅紀委員、説明を願います。

○農業委員11番(野村雅紀君)

11番、野村です。議案第1号1番について、ご説明を申し上げます。

当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配布議案書のとおりです。

1月18日に、的場推進委員と一緒に、申請地の状況などを確認してきました。

申請地は、案内図のとおり、青梅市境、茶どころ通り南側の農地です。

譲受人は、譲渡人とともに申請農地を共に耕作しているとの事でした。

申請地は、植木畑並びに野菜畑として利用しておりますが、取得後も植木畑、野菜畑として使うとの事でした。親族内での贈与申請であり、今後の営農計画や農機具借入状況などから耕作することには支障ないと思われませんが、ご審議の程宜しく申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

次に、的場利夫委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたら申し上げます。

○農地利用最適化推進委員（的場利夫君）

金子地区推進委員の的場です。

1月18日に、野村委員と一緒に現地を確認しました。野村委員の説明のとおり、支障はないと思われしますので、よろしく願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

申請は、親子間で農地の贈与を行うための許可申請でございます。

農地法第3条の許可検討事項について、ご説明いたします。

野村委員よりご説明いただきましたとおり、申請地を耕作できる状況にあると判断されます。また、申請人の耕作従事日数は、概ね150日以上であり、申請地を含めた耕作面積は、6,300平方メートルとなります。

申請地の耕作状況は、これまで苗木畑や野菜畑として利用していましたが取得後も苗木畑や野菜畑として利用する計画であり、周辺農地への影響もないと思われれます。

このことから農地法第3条第2項に定める不許可事項には該当いたしません。

説明は以上となります。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

（荻野委員 挙手）

○農業委員9番（荻野実君）

議案の当事者なのですが、外1名というのはやはり親族なのでしょうか。

○事務局

受人の外1名につきましては、お名前がある方の弟さんになります。ご兄弟で贈与を受けるといふ形の申請でございます。

○議長

よろしいですか。ほかに何かございませんか。

なければ質疑を終わり採決いたします。許可することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございます。本件は許可申請であり、許可することに決定いたしました。

次に、2番を議題といたしますが、議事参与の制限の規定により、野村雅紀委員に対し、当該事案の審議終了まで退席をお願いいたします。

(野村委員 退席)

担当7番、上原和子委員、説明を願います。

○農業委員7番(上原和子君)

7番、上原です。議案第1号の2番について、ご説明を申し上げます。

当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配布議案書のとおりです。

1月17日に、的場推進委員と一緒に、申請地の状況などを確認してきました。

申請地は、案内図のとおり、青梅市境、茶どころ通り南側の農地です。

譲受人は、地区内にて耕作する専業農家です。

申請地は、茶畑として利用しておりますが、取得後も引き続き茶畑として使うとの事でした。親族内での贈与申請であり、他所での耕作状況や農機具所有状況などから、耕作することには支障ないと思われませんが、ご審議の程宜しく願います。

○議長

ありがとうございました。

次に、的場利夫委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたら願います。

○農地利用最適化推進委員(的場利夫君)

金子地区推進委員の的場です。

1月17日に、上原委員と一緒に、現地を確認してまいりました。上原委員の説明のとおり、申請に支障はないかと思われまますので、よろしく願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

申請は、親子間で農地の贈与を行うための許可申請でございます。

農地法第3条の許可検討事項について、ご説明いたします。

上原委員よりご説明いただきましたとおり、申請地を耕作できる状況にあると判断されます。また、申請人の耕作従事日数は、150日以上であり、申請地を含めた耕作面積は、11,395平方メートルとなります。

申請地の耕作状況は、これまで茶畑として利用されておりましたが、取得後も茶畑として使う計画であり、周辺農地への影響もないと思われまます。

このことから農地法第3条第2項に定める不許可事項には該当いたしません。

説明は以上となります。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

○議長

なければ質疑を終わり採決いたします。許可することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございます。本件は許可申請であり、許可することに決定いたしました。

ここで、野村雅紀委員の退席を解除いたします。

(野村委員 着席)

続いて、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申について、を議題といたします。

それでは、1番を議題といたします。

担当3番、清水昇委員、説明を願います。

○農業委員3番(清水昇君)

3番、清水です。議案第2号の1番について、ご説明を申し上げます。

当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配布議案書のとおりです。

1月18日に、宇津木推進委員と一緒に、現地確認をしました。

申請地は、案内図のとおりであり、周囲には資材置場や住宅、駐車場、農地が混在する区域となっております。

転用計画については、本日お手元にお配りしてあります土地利用計画図のとおりとなります。周囲に影響無い形で施工する事などから、農地転用申請はやむを得ないものと思われませんが、ご審議の程宜しく申し上げます。

○議長

次に、宇津木保男委員、二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（宇津木保男君）

二本木地区推進委員の宇津木です。

1月18日、現地を確認しました。清水委員の説明のとおり、支障はないかと思われまので、よろしく申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

申請は、事業拡大に伴い駐車場を設置するための農地転用許可申請でございます。

農地法第5条許可申請における許可検討事項について、ご説明いたします。

申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当いたしません。また、農地の集団性は、10ヘクタールを超える集団農地ではないことから、第2種農地に該当いたします。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第2種農地の不許可の例外については、「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより当該申請にかかる事業の目的を達成することができる」と認められない」に合致いたします。

次に、一般基準について予め事務局にて審査したところ、資金計画については、関係書類から、資金の調達については支障ないと判断できます。この他、一般基準についても合致しております。

続きまして、都市計画法に関しては、建築物を建てる計画ではないため、開発許可等は必要ありません。説明は以上となります。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(宮岡幸江委員 挙手)

○農業委員 2 番 (宮岡幸江君)

敷地は砂利敷きの駐車場のようと思われますけど、雨水処理のための機材のようなものは入れないのですか。

○事務局

今回の申請地は、宮岡委員さんがおっしゃるとおり、砂利敷きとなっております。舗装している場合には浸透する機材等を入れますが、砂利敷きの場合そのまま転圧してもらえば敷地内浸透は可能ですので、このような形で支障ないと考えております。

○議長

よろしいですか。ほかに何かございませんか。

なければ質疑を終わり採決いたします。許可することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございます。本件は許可申請の意見具申でありますので、許可相当として、県に進達いたします。

次に、2 番を議題といたします。

担当 10 番、久保田勝委員、説明を願います。

○農業委員 10 番 (久保田勝君)

10 番、久保田です。議案第 2 号の 2 番についてご説明を申し上げます。

当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配布議案書のとおりです。

1 月 21 日に、申請地の状況などを確認してきました。

申請地は、案内図のとおりであり、周囲には農地や住宅、資材置場などが混在する区域となっております。

転用計画については、本日お手元にお配りしてあります土地利用計画図のとおりとなります。隣接する東側が事務所、作業場となっております。左下の2mの細長いところは、左側の道路まで取得する計画ですが、黒く塗られた左側のところは農地ではないとのことでした。隣接農地所有者の同意書がありませんでしたので、隣接土地所有者に聞いたところ、特に問題はないとのことでした。隣接境界には1.8mの鉄板で囲い、幅1m、深さ40cmの溝を掘る計画となっております。

周辺農地に影響無い形で施工する事などから、農地転用申請はやむを得ないものと思われませんが、ご審議の程宜しくをお願いします。

○議長

ありがとうございました。

次に、間野哲委員、東金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（間野哲君）

東金子地区推進委員の間野です。

1月19日、久保田委員とは別々に、現地を確認しました。久保田委員の説明のとおり、支障はないかと思われますので、よろしく願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

申請は、事業拡大に伴い資材置場を設置するための農地転用許可申請でございます。

申請地は、農用地区域内であったため、令和6年5月の農業委員会において、農業振興地域整備計画の変更の意見について審議し、「意見なし」と市へ回答いたしました。その後、令和6年12月25日付で、農用地区域から除外されております。

農地法第5条許可申請における許可検討事項について、ご説明いたします。

申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当いたしません。また、農地の集団性は、10ヘクタールを超える集団農地ではないことから、第2種農地に該当いたします。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第2種農地の不許可の例外については、「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより当該申請にかかる事業の目的を達成することができる」と認められない」に合致いたします。

次に、一般基準について予め事務局にて審査したところ、資金計画については、関係書類から、資金の調達については支障ないと判断できます。この他、一般基準についても合致しております。

続きまして、都市計画法に関しては、建築物を建てる計画ではないため、開発許可等は必要ありません。説明は以上となります。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(宮岡幸江委員 挙手)

○農業委員2番(宮岡幸江君)

今までこの資料の中のこの図のような、一部素掘側溝があるようではございますけれども、今までの中では珍しいかなと思うのですが、これは何のためにというか、隣接の人からの要請があったのか、それとも事業者の方の雨水とかそういうものを考慮してやることになったのか、そういったことが何もやってなくてただ掘っただけということですか。

○事務局

こちらの方の素掘側溝は北側と西側にございますが、こちらの敷地の動線につきましては、場内碎石舗装ということで、碎石ですので先ほどの1号の1番の案件と同じような形で、基本的にはその状態のままでも地下に浸透する形にはなりますが、余裕を持ってというか、鉄板のほかにもいろいろ物を置く関係があることで、北側と西側の方に雨水の逃げ場を用意する形で利用するという事で申請されたという事で伺っております。どのような形に施工するかについては事業者側の判断になりますが、隣接農地の方に迷惑かからない形で施工するという認識でございます。

○議長

ほかに何かございませんか。

なければ質疑を終わり採決いたします。許可することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございます。本件は許可申請の意見具申でありますので、許可相当として、県に進達いたします。

次に、3番を議題といたします。

担当10番、久保田勝委員、説明を願います。

○農業委員10番(久保田勝君)

10番、久保田です。議案第2号の3番についてご説明を申し上げます。

当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配布議案書のとおりです。

1月18日に、申請地の状況などを確認してきました。

申請地は案内図のとおりであり、農地には面していなく、右側の道路以外の3方向は受人の利用敷地となっております。

転用計画については、本日お手元にお配りしてあります土地利用計画図のとおりとなります。周囲に影響無い形で施工する事などから、農地転用申請はやむを得ないものと思われませんが、ご審議の程宜しく願います。

○議長

ありがとうございました。

次に、間野哲委員、東金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたら願います。

○農地利用最適化推進委員(間野哲君)

東金子地区推進委員の間野です。

1月19日、久保田委員とは別々に、現地を確認しました。久保田委員の説明のとおり、支障はないかと思われしますので、よろしく願います。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

受人は、事業拡大に伴い駐車場を設置するための農地転用許可申請でございます。

申請地は、農用地区域内であったため、令和6年5月の農業委員会において、農業振興地域整備計画の変更の意見について審議し、「意見なし」と市へ回答いたしました。その後、令和6年12月25日付で、農用地区域から除外されております。

農地法第5条許可申請における許可検討事項について、ご説明いたします。

申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当いたしません。また、農地の集団性は、10ヘクタールを超える集団農地ではないことから、第2種農地に該当いたします。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第2種農地の不許可の例外については、「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより当該申請にかかる事業の目的を達成することができる」と認められない」に合致いたします。

次に、一般基準について予め事務局にて審査したところ、資金計画については、関係書類から、資金の調達については支障ないと判断できます。この他、一般基準についても合致しております。

続きまして、都市計画法に関しては、建築物を建てる計画ではないため、開発許可等は必要ありません。説明は以上となります。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(ありません。の声)

○議長

なければ質疑を終わり採決いたします。許可することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございます。本件は許可申請の意見具申でありますので、許可相当として、県に進達いたします。

次に、4番を議題といたします。

担当8番、中村勝雄委員、説明を願います。

○農業委員8番（中村勝雄君）

8番、中村です。議案第2号の4番についてご説明を申し上げます。

当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配布議案書のとおりです。

1月20日に、田中推進委員と共に、申請地の状況を確認してきました。

申請地は、今は耕作をしておらず、きれいに管理されており、また周囲は宅地化が進んだ区域となっております。

転用計画については、本日お手元にお配りしてあります土地利用計画図のとおりとなります。隣接農地に影響無い形で施工する事などから、農地転用申請はやむを得ないものと思われませんが、ご審議の程宜しくをお願いします。

○議長

ありがとうございました。

次に、田中勲委員、宮寺地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（田中勲君）

宮寺地区推進委員の田中です。

1月20日、中村委員と共に現地を確認しました。中村委員の説明のとおり、支障はないと思われますので、よろしく願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

受人は、自己用住宅を建築するための農地転用許可申請でございます。

農地法第5条許可申請における許可検討事項について、ご説明いたします。

申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当いたしません。また、農地の集団性は、10ヘクタールを超える集団農地ではないことから、第2種農地に該当いたします。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第2種農地の不許可の例外については、「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより当該申請にかかる事業の目的を達成することができる」と認められない」に合致いたします。

次に、一般基準について予め事務局にて審査したところ、資金計画については、関係書類から、資金の調達については支障ないと判断できます。この他、一般基準についても合致しております。

続きまして、都市計画法に関しては、譲受人親族が市街化調整区域に20年以上居住していることから、同法第34条第12号・市条例第5条第1項第2号イに合致し、開発許可相当（同法第29条）と判断されております。

許可検討事項についての説明は以上となります。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

（ありません。の声）

○議長

なければ質疑を終わり採決いたします。許可することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長

全員賛成でございます。本件は許可申請の意見具申でありますので、許可相当として、県に進達いたします。

次に、5番を議題といたします。

担当10番、久保田勝委員、説明を願います。

○農業委員10番（久保田勝君）

10番、久保田です。議案第2号の5番についてご説明を申し上げます。

当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配布議案書のとおりです。

1月18日に、申請地の状況などを確認してきました。

申請地は、案内図のとおりであり、周囲は農地や受人の利用敷地となっております。

転用計画については、本日お手元にお配りしてあります土地利用計画図のとおりとなります。隣接する農地土地権利者の同意書も添付されております。そして20年の利用期間となっております。周辺農地に影響無い形で施工する事などから、農地転用申請はやむを得ないものと思われませんが、ご審議の程宜しく願います。

○議長

ありがとうございました。

次に、間野哲委員、東金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（間野哲君）

東金子地区推進委員の間野です。

1月19日、現地を確認しました。久保田委員の説明のとおり、支障はないかと思われま
すので、よろしく願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

申請は、事業拡大に伴い駐車場を設置するための農地転用許可申請でございます。

申請地は、農用地区域内であったため、令和6年5月の農業委員会において、農業振興
地域整備計画の変更の意見について審議し、「意見なし」と市へ回答いたしました。その後、
令和6年12月25日付で、農用地区域から除外されております。

農地法第5条許可申請における許可検討事項について、ご説明いたします。

申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には
該当しません。農地の集団性は、10ヘクタールを超える集団農地であることから、第1種
農地に該当します。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第1種農地の不許可の例外については、「既存の施
設の拡張」に合致します。

次に、一般基準について予め事務局にて審査したところ、資金計画については、関係書類
から、資金の調達については支障ないと判断できます。この他、一般基準についても全て合
致しております。

続きまして、都市計画法に関しては、建築物を建てる計画ではないため、開発許可等は必
要ありません。説明は以上となります。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

（ありません。の声）

○議長

なければ質疑を終わり採決いたします。許可することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長

全員賛成でございます。本件は許可申請の意見具申でありますので、許可相当として、県に進達いたします。

次に、6番を議題といたします。

担当3番、清水昇委員、説明を願います。

○農業委員3番（清水昇君）

3番、清水です。議案第2号の6番についてご説明を申し上げます。

当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配布議案書のとおりです。

1月18日に、宇津木推進委員と一緒に、申請地の状況などを確認してきました。

申請地は、案内図のとおりであり、周囲には農地や住宅、駐車場などが混在する区域となっております。

転用計画については、本日お手元にお配りしてあります土地利用計画図のとおりとなります。周辺農地に影響無い形で施工する事などから、農地転用申請はやむを得ないものと思われれますが、ご審議の程宜しく願います。

○議長

ありがとうございました。

次に、宇津木保男委員、二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたら願います。

○農地利用最適化推進委員（宇津木保男君）

二本木地区推進委員の宇津木です。

1月18日、清水委員と一緒に現地を確認しました。清水委員の説明のとおり、支障はないかと思われれますのでよろしく願います。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

申請は、駐車場を設置するための農地転用許可申請でございます。

申請地は、農用区域内であったため、令和6年5月の農業委員会において、農業振興地域整備計画の変更の意見について審議し、「意見なし」と市へ回答いたしました。その後、令和6年12月25日付で、農用区域から除外されております。

農地法第5条許可申請における許可検討事項について、ご説明いたします。

申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地に該当いたします。

第3種農地につきましては立地基準がなく、一般基準を満たせば許可が可能となります。

次に、一般基準について予め事務局にて審査したところ、資金計画については、関係書類から、資金の調達については支障ないと判断できます。この他、一般基準についても全て合致しております。

続きまして、都市計画法に関しては、建築物を建てる計画ではないため、開発許可等は必要ありません。説明は以上となります。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありました。質疑がありましたらお願いいたします。

(ありません。の声)

○議長

なければ質疑を終わり採決いたします。許可することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございます。本件は許可申請の意見具申でありますので、許可相当として、県に進達いたします。

続いて、議案第3号 農用地利用集積計画の策定に係る農業委員会の意見決定について、を議題といたします。

はじめに、1番を議題といたします。

担当4番、中島伸吉委員、説明を願います。

○農業委員4番（中島伸吉君）

4番、中島です。議案第3号の1番についてご説明を申し上げます。

当事者、利用権を設定する土地、設定する利用権については、配布議案書のとおりです。

1月20日に、豊泉推進委員とは別に耕作状況などを確認してまいりました。

借受人は、地区内で耕作する野菜農家です。耕作は家族2名で行っており、今回の申請地は引き続き野菜畑として利用するものです。見てきたところ、現状ニンジン畑となっております。

市内で自作地、借入地にて81アール以上耕作しており、また農機具もトラクター1台、軽トラック1台など必要なものを所有しており、今後の耕作は支障ないかと思われませんが、ご審議の程よろしく申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

次に、豊泉隆委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（豊泉隆君）

金子地区推進委員の豊泉です。

1月19日、現地を確認しました。中島委員の説明のとおり、支障ないかと思われまのでよろしく申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明願います。

○事務局

議案第3号の1番は、使用貸借権による利用権設定の更新でございます。

説明に先立ち、補足説明を申し上げます。令和5年4月1日に施行された農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴い、市町村が定める農用地利用集積計画は、農地中間管理機構である埼玉県農林公社が定める農用地利用集積等促進計画に統合されましたが、令和7年3月31日までは経過措置により今までとおりの利用権設定が可能となっております。今回はその経過措置による利用権設定となります。

中島委員にご説明いただきましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に定める条件に合致するとともに、借受人の（申請地を含めた現在の）経営面積は約81アールであり、その農地をすべて耕作しております。

また、農作業従事日数は220日であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしています。説明は以上となります。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(ありません。の声)

○議長

なければ質疑を終わります。利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて、承認することに決定いたしました。

次に、2番を議題といたしますが、2番から5番までは関連がございますので、一括審議をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、2番から5番までを一括議題といたします。

担当9番、荻野実委員、説明を願います。

○農業委員9番（荻野実君）

9番、荻野です。議案第3号の2番から5番について、一括してご説明を申し上げます。当事者、利用権を設定する土地、設定する利用権については、配布議案書のとおりです。議案第3号の2番、及び3番につきましては、1月18日に、宇津木推進委員と一緒に申出地に出向き、状況の確認をまいりました。

2番の申請地は、おそらく前作にニンジンが栽培されていたようで、現在はきれいに耕うんされておりました。また、3番の申出地は整然と長ネギが植付けされておりました。

次に、議案第3号の4番、及び5番につきましては、1月21日に、岩田推進委員とは別々に、申出地に出向き、状況の確認をまいりました。

4番、及び5番につきましては案内図にありますとおり、地番はそれぞれ分かれておりますが、現況は1枚の畑となっております。こちらは昨年サツマイモが栽培されていたのを自

分でも確認しております。現在はサツマイモの残さ、いわゆる芋づるが所々にあり、片付けはまだ終わっていないような状態でした。

借受人につきましては、市内・宮寺及び二本木地区を中心に、市外においても野菜栽培をする農業法人です。

今回の申出地は、引き続き野菜畑として利用することとなっております。

また、借受人におきましては市内で借入地を3.4ヘクタール以上耕作しており、また農機具も耕運機2台、トラクター3台、軽トラック3台等、必要なものを所有し、耕作地も確認しましたところ、程よく管理されていますことから、今後の耕作につきましても支障はないと思われませんが、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、宇津木保男委員、二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（宇津木保男君）

二本木地区推進委員の宇津木です。

1月18日、荻野委員と一緒に、二本木分の農地について確認しました。荻野委員の説明のとおり、支障はないかと思われまのでよろしくをお願いします。

○議長

次に、岩田浩委員、宮寺地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（岩田浩君）

宮寺地区推進委員の岩田です。

1月24日、荻野委員と別で現地を確認しました。荻野委員の説明のとおり、支障ないかと思われまのでよろしくをお願いします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明願います。

○事務局

議案第3号の2番～5番は、賃借権による利用権設定の更新でございます。

荻野委員にご説明いただきましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に定める条件に合致するとともに、借受人の経営面積は約342アールであり、その農地をすべて耕作しております。

また、農作業従事日数は250日であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしています。説明は以上となります。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(久保田委員 挙手)

○農業委員10番(久保田勝君)

更新ということなのですが、設定期間は1年になっております。今まで1年という期間はあまりないような気がするのですが、何か意味があるのですか。

○事務局

久保田委員のご指摘のとおり、事務局でも期間が短かったので農業振興課の方に確認しましたところ、借受人の方の人手が少ないが、すぐ返却するわけにもいかないので、1年間の更新ということで設定させていただき旨申し出があったということ伺っております。

○議長

よろしいですか。

○農業委員10番(久保田勝君)

はい。

○議長

ほかに何かございませんか。

なければ質疑を終わります。利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて、承認することに決定いたしました。

次に、6番を議題といたします。

担当3番、清水昇委員、説明を願います。

○農業委員3番（清水昇君）

3番、清水です。議案第3号の6番について、ご説明を申し上げます。

当事者、利用権を設定する土地、設定する利用権については、配布議案書のとおりです。

1月18日に、宇津木推進委員と一緒に、耕作状況などを確認してきました。

借受人は、法人所在地区を中心に市内外において野菜全般を栽培する農業法人です。耕作は社員3名で行っており、今回の申請地は野菜畑として利用する予定です。

市内で借入地を4.7ヘクタール以上耕作しており、また農機具も耕運機3台、トラクター3台、軽トラック2台、普通トラック3台、コンバイン2台など必要なものを所有しており、今後の耕作は支障ないかと思われませんが、ご審議の程よろしく願います。

○議長

次に、宇津木保男委員、二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたら願います。

○農地利用最適化推進委員（宇津木保男君）

二本木地区推進委員の宇津木です。

1月18日、清水委員と一緒に現地を確認しました。清水委員の説明のとおり、支障はないかと思われまのでよろしく願います。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明願います。

○事務局

議案第3号の6番は、使用貸借権による利用権設定の更新でございます。

清水委員にご説明いただきましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に定める条件に合致するとともに、借受人の経営面積は約475アールであり、その農地をすべて耕作しております。

また、農作業従事日数は300日であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしています。説明は以上となります。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

なければ質疑を終わります。利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて、承認することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午後3時49分

○議長

それでは、会議を再開いたします。

再開 午後3時50分

○議長

続いて、議案第4号 農用地利用集積等促進計画の案に係る農業委員会の意見について、を議題といたします。

本件は、農用地利用集積等促進計画の案により、使用貸借権の設定等を受けるものについて事務局から説明を受け、皆様からのご意見をいただいた後に、計画案に対する農業委員会の意見を集約したいと思います。

それでは、事務局から説明を願います。

○事務局

それでは、初めに議案書を読み上げます。

「議案第4号、農用地利用集積等促進計画の案に係る農業委員会の意見について 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第19条第3項の規定に基づき、借受申出案件（令和7年1月分）に係る農用地利用集積等促進計画の案について、意見を求めるもの。別紙1のとおり」でございます。

説明に先立ち、補足説明を申し上げます。

令和5年4月1日の施行された農業経営基盤強化促進法の一部改正により、市町村が定める農用地利用集積計画（以下、集積計画）と公社が定める農用地利用配分計画（以下、配分計画）は公社が定める農用地利用集積等促進計画（以下、促進計画）に統合されました。

経過措置期間として、令和6年度においては、令和7年3月31日までの期間内で設定する利用権については、従来踏襲型を採用し、権利設定を行ってきました。

令和7年4月1日以降を始期とする権利設定については、出し手から公社への権利設定、公社から受け手への権利設定ともに農用地利用集積等促進計画により行うものです。

別紙1の令和6年度第2回農用地利用集積等促進計画（案）をご覧ください。

貸借権の設定等を受けるものは、埼玉県農林公社であり、いるま地域明日の農業担い手育成塾の研修用農地です。設定する権利の種類は使用貸借権。内容は露地野菜畑。貸借期間は、2年間となります。

研修用農地を利用する研修対象者は、令和5年度の農業大学の卒業後、令和6年度は知人の農地を使わせてもらい耕作し、令和7年度から2年間、いるま地域明日の農業担い手育成塾の塾生として耕作を行っていく者です。販路は直売所が中心であり、営農地区は東金子地区となっております。

今回の計画については、研修用農地の確保を目的として農用地利用集積等促進計画（案）が作成されております。説明は以上でございます。

○議長

次に、担当地区の久保田委員に、説明を願います。

○農業委員10番（久保田勝君）

1月21日に、小谷田地区にある2筆の農地の状況を確認してまいりました。

研修者については、電話で話を伺いまして、43歳で隣接市に住んでいるということです。販売先は、直売所並びに市内小売店の方に出荷しているということです。

この2筆の農地について、管理された状態であり、今後研修用の野菜畑として耕作していくことに問題ないことを報告します。

○議長

次に、間野推進委員、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（間野哲君）

東金子地区推進委員の間野です。

久保田委員の説明のとおり、支障はないかと思われますので、よろしくお願いいたします。

○議長

この件につきまして、何かご質疑等ありましたらお願いいたします。

○議長

よろしいですか。それでは農業委員会としての意見をまとめたいと思います。

農業委員会としては、「特に意見なし」という旨で回答してよろしいでしょうか。

賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございますので、本件の協議の回答として、「特に意見なし。」とすることに決定いたしました。

(農業振興課職員 前へ)

続いて、議案第5号 根岸地区計画案についての農業委員会の意見について、を議題といたします。

本件は、根岸地区計画案について農業振興課より説明を受け、皆様からご意見をいただきたいと思っております。

計画に対する農業委員会の意見の集約については、最後にまとめたいと思っております。

はじめに、農業振興課に説明をお願いいたします。

○農業振興課

農業振興課の酒井と申します。よろしくお願いいたします。

(資料の説明)

農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、地域計画の策定が義務づけられ、地域計画は農業者や地域の皆さんの話し合いでつくる、将来の農地利用の姿を明確にさせた、地域農業の設計図と表現されています。現状と課題、10年後を目標とした将来の地域の姿について策定するものです。

令和5年度に根岸地区を対象に、農業委員会事務局にて実施しました意向調査をもとに、地域計画及び目標地図の素案を作成しました。それを用いまして、令和6年8月5日に、根岸公会堂にて、地域の皆様と協議の場を設けさせていただきました。協議の場で出た意見や修正を反映しまして、地域の方々には11月中に意見の募集をさせていただきます。1月

にこの農業委員会総会並びに、いるま野農業協同組合、また埼玉県農林公社に意見募集をさせていただいているところです。なお、地域の方々、いるま野農業協同組合、また農林公社につきましては、「意見なし」ということですので回答をいただいているところです。

○議長

ありがとうございました。

それでは、ただいま農業振興課からの説明について、皆様にご意見を伺いたいと思います。

(中島伸吉委員 挙手)

○農業委員4番(中島伸吉君)

地元公会堂に集まっていろいろお話ししたのですが、とりあえず1回だけなので、どんなものなのかという感じで、皆さん集まってきたのかなと思うのですよ。だから、その趣旨説明がもうちょっと深くできていた方がいいのかなとは思ったのですが、それとあと1年も経たないうちに、ここの表の名前に若干変更がございます。それだけ畑を管理している人が変わってきているのですよね。市の方もそうですけども、畑を耕作する人も今後何年か先のことを考えつつ、やっていかなければいけないのかなというように感じました。

○議長

ありがとうございました。

○農業振興課

中島委員からもお話ありましたように、ここ1年も経たずして状況が変わっているというご意見ありましたけども、地域計画は10年後の目標について策定していくものではあるのですが、基本的な考え方としては、地域を主体として随時状況に合わせて変更していくもの、実情に応じたものに内容を変えていってもらおうという考え方がございますので、一度つくって終わりというよりはそれを土台として地域の中でより精度を高めていくというような考え方だと思います。

(荻野委員 挙手)

○農業委員9番(荻野実君)

根岸地区のことなのでよくわからないのですが、根岸地区全体の農地の面積と、地域計画案にある個人が耕作している面積と、農業法人が占めるそれぞれの割合というのは直ぐわかるのですか。仮に全体の農地の面積を100とした場合に、法人が何割とか。

○農業振興課

法人、個人としての分け方としては直ぐには出ないのですが、地域計画資料の表紙の2番の表の中で(2)、担い手に対する農用地集積に関する目標、現状が42%、将来が56%とありますが、担い手というのが認定農業者であり、また認定されていなくても農業者取得がある方ということで担い手とさせてもらっておりますので、そこに個々の内容はちょっとわからないのですが、目安としてはそういった考え方で数字を出しています。

○農業委員9番（荻野実君）

直接地域計画に関係はないのですが、地域計画案(2)の中で、地域農業の現状及び課題となっていて、今法人が何割で個人が何割なのかと伺ったのは、もし法人が撤退してしまった時のリスクというのは考える必要があるのかどうか、というところを知りたかったのですが。10年後にこの法人が事業を拡大して行って頂けるのか、途中で頓挫して追い出されるとどうなるというリスクもあると思うのですが、そういったものが(2)の中の現状はいいのですが、課題の中に将来課題としては特段書かれていない気がするのですが、いかがでしょうか。

○農業振興課

もちろん不透明な部分というのは当然あるとは思いますが、現時点でとりあえず10年後の目標というところもありまして、先ほども申しましたが、ここで一つ策定しておしまいというわけではないので、そういう個々の状況がどうなるかっていうのは、その時になってそこで突然打ち出されたというよりは、状況の変化というものがあってということだと思いますので、地域計画というものが随時更新していく状況にある、変更していくというような考え方がございますので、そこに都度の状況を踏まえてそれを反映していくことが考え方、例えば法人の状況がそうなった時には、そういった形での地域としての対応を考えていく、そういった考え方かと思えます。

○農業委員9番（荻野実君）

宮寺地区で聞いたのですが、東日本大震災があった時に、宮寺地区内にあった法人の茶業屋が倒産してしまったのです。その時に茶園が結構あったのですが、茶葉の売り先がないということで相当混乱があったみたいなのです。その当時の農業委員さんに話を聞いたのですが、相当やはり大変だったようでした。金子地区のお茶の業者さんの方にもお願いに行ったりしたりいろいろされたようなのですが、そういった法人が拡張していくのは好ましい

のですけども、そういったリスクというのは、少し考えていく必要はないのかなというのが気になるところです。以上です。

(久保田委員 挙手)

○農業委員 10 番 (久保田勝君)

下から 2 番目に記載されている法人 10 年後というのは、これは何かアンケートを取って貸し出したい人とマッチングみたいのをするのですか。

○事務局

こちらにつきましては、アンケートの中で今後厳しいということで、入れさせていただいて、割振りさせていただいたものです。

○農業委員 10 番 (久保田勝君)

あとちょっとわからないのですけど、こういうのを作るのに、例えば後継者がいる方とかいない方とか、そういうのがわかるようにした方がいいのではないかと思うのですが。

○農業振興課

そういった内容の記載を入れるとか、そういうことですか。

○農業委員 10 番 (久保田勝君)

10 年後、その辺微妙な年齢になってくるので、間が空いてしまうと後継者がいるところとか知っておいた方がわかりやすいのではないかなと思っただけです。

○農業振興課

後継者の方が決まっていच्छるところというのは、主体で出てくる名前のほかに括弧書きするとか、そういったところも今後進め方を考えております。

○議長

今回、根岸がスタートで行ったのですが、今後の方向性は。

○農業振興課

具体的にこの地区をということで特定して進めていこう、という段階の事案ではまだないので、これはできるだけ早く各地区、全地区で策定するものという考え方でございますので、これは農業委員会と共同で進めていくこととございますので、各地域の実情を把握しながら、状況を把握しながら速やかに進めていきたいと思っております。

○議長

よろしいですか。あと何かご意見ございませんか。

それでは、農業委員会としての意見をまとめたいと思います。

農業委員会としては、「特に意見なし」という旨で回答してよろしいでしょうか。

賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございますので、本件の協議の回答として、「特に意見なし。」とすることに決定いたしました。

また、若干付け加えたのも考えてもらって回答としますので、よろしく願います。

○農業振興課

はい。ありがとうございました。

(農業振興課職員 退席)

○議長

次に、報告事項に入ります。

農地法第3条の3の規定による届出については3件、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出については1件、同法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については13件、相続税の納税猶予に関する適格者証明については1件、それぞれ入間市農業委員会事務局・事務専決規程、第3条の規定により専決処分され、同規程第5条により報告第1号、第2号、第3号、第4号のとおり報告がありました。

これで付議された議案は、すべて終了いたしましたので、委員会を閉会します。

閉会 午後4時16分